

京都大学大学院法学研究科教授
松岡 久和

前号では、今、民法を改正しようという議論が始まっていることを紹介した。国民生活の基本法である民法が変わる場合、消費者契約法や特定商取引法など消費者関係の特別法（まとめて消費者法と呼ばれる）はどうなるのだろうか。この点では意見の対立が激しい。

消費者法をできるだけ民法に取り込もうとする意見は、次のように言う。第1に、民法を改正する際の重要な視点は、国民生活の基本法である民法は国民に分かりやすいものでなければならぬということである。その視点から見ると、サラリーマンも社長も商店主も、個人としての生活の面では皆消費者であるから、誰もが最も頻繁に直面する法律問題である消費者関係の紛争は、民法に規定があってしかるべきである。第2に、消費者法は、消費者の利益を守るために消費者にのみ当てはまる特別のルールを定めているが、特別のルールがない場合には、民法が適用される。例えば、消費者法は消費者の契約違反まで許すわけではないから、契約違反をした場合の基本的な責任を知ろうと思えば、民法を見なければならない。基本ルールと特別ルールがいろいろな法律に分散していく分かりにくいので民法にまとめた方がよい。

これに対して、意外なことに、消費者問題を専門にしてきた学者や弁護士に、消費者法を民法に取り込むことに消極的な意見が強い。第1に、製造物責任法や消費者契約法の制定時には、経済界の強い警戒感と抵抗があった。消費者問題を基本法である民法に取り込もうすると、一層強い抵抗が予想され、民法の改正自体が危うくなる。第2に、いわゆる縦割り行政と官庁間の権限争いを背景に、消費者法

の多くは、経済産業省や内閣府の所管となっており、法務省が担当する民法改正では官庁間の協力が得られにくい。第3に、消費者法の多くは、業者の行政的な取締りや罰則などを多数含んでおり、当事者間の権利義務を定める民法にはなじまない。第4に、消費者法では、新種の悪徳商法など新しい問題に対応する迅速な改正が必要だが、民法に取り込まれると改正はそう簡単にはできなくなる。

以上の主張のどちらにもそれぞれにうなづける理由がある。2001年に改正されたドイツの民法は、消費者概念や消費者法を取り込んで充実させた。これと対照的に、フランス法は、消費法典という形で民法の外にまとめている。このように国際的に見ても、どちらの方法もあり、問題は簡単には解けそうにない。消費者問題に关心を持つ皆さんには、ぜひ民法改正のこういう点にも注目して、積極的に意見を述べていただきたい。

